

酪農事業施設・乳業施設等の

適切な事務を心がけましょう!



「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく酪農事業施設・乳業施設の申請等について、注意点や提出時期、提出内容などを理解し、適正な事務処理をよろしくお願いします。

酪農事業施設 乳業施設

乳業施設

- ・アイスクリーム、はっ酵乳、乳飲料、菓子類 など
- ・農林水産大臣が指定する事業者の施設(指定告示1号) ・試験研究機関

酪農事業施設

- 集乳所 飲用牛乳処理施設 クリーム及び脱脂乳製造施設
- バター製造施設 チーズ製造施設 れん乳製造施設 粉乳製造施設

※ 指定告示1号:酪農家等が設置した施設の年間生乳使用量の5割以上を自ら(若しくは安定的な取引関係を結ぶ酪農家)が生産した生乳から調達して6次化に取り組む者

提出事例

施設の新増設、廃止や設備の変更など提出する書類は内容によって異なります。それぞれの場面で適切な書類を提出しましょう。

新設

酪農事業施設の場合:酪農事業施設新設承認申請書(工事着手の1ヶ月前まで)

申請書の提出後 酪農事業施設開始届出書(開始の1ヶ月前まで)

乳業施設の場合:乳業施設開始報告書(開始の1ヶ月前まで)

変更(設備の移設、改造、更新等)

表に記載されている設備:酪農事業施設変更承認申請書
(工事着手の1ヶ月前まで)

その他の設備:

設備一覧表及び設備配置図の提出(翌年度4月末まで)

施設	設備
集乳所	貯乳槽、冷凍機械、クリーム分離機又は牛乳濃縮機
飲用牛乳用処理施設	貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機又は冷蔵庫
クリーム及び脱脂乳製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、冷却設備又は冷蔵庫
バター製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、チヤーン、連続式バター製造機又は冷蔵庫
チーズ製造施設	貯乳槽、チーズバット、プロセスチーズ製造用溶融釜又は熟成室
れん乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、濃縮機、れん乳冷却機又は無糖れん乳用滅菌機
粉乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、牛乳濃縮機又は乾燥機

変更(乳業施設の追加、施設の移転)

追加する施設が酪農事業施設の場合:酪農事業施設変更承認申請書(変更の1ヶ月前まで)

追加する施設が乳業施設の場合:乳業施設開始報告書(開始の1ヶ月前まで)

移転する場合:現状の施設:酪農事業施設廃止届出書か乳業施設廃止報告書(両方 廃止の1ヶ月前まで)

移転後の施設:酪農事業施設新設承認申請書か乳業施設開始報告書(上記のとおり)

変更(名称・代表者)

施設・工房の名称を変更する場合:名称変更届出書(変更後、遅滞なく)

施設・工房の代表者を変更する場合:代表変更届出書(変更後、遅滞なく)

手続きの流れ

設置する施設の所在地を管轄する振興局農務課に、北海道知事宛に提出してください。

問合せ先:施設の所在地を管轄する(総合)振興局産業振興部農務課生産振興係(畜産係)

様式やそのほか留意事項などについては、北海道農政部生産振興局畜産振興課のHPに掲載予定です。